資料３

地域包括支援センターの事業計画について

1　地域包括支援センターの事業計画について

介護保険法の一部改正（平成24年4月1日施行）により、市町村が地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置運営業務を委託する場合、運営方針を示すことが市町村に義務付けられた。本市では平成21年度から既にセンターに求める業務水準（資料3-1）を各センターに示しており、事業計画策定の参考としていただくとともに、事業評価についてはこの業務水準をもとに実施している。

事業計画は下記の項目で構成され、それぞれの項目ごとに、平成23年度における事業の実施結果と、平成24年度の事業計画について記述されている。

（事業計画項目）

１　地域包括支援センター運営の基本方針
- ・担当圏域の現状と課題
- ・平成２４年度のセンター運営にあたっての基本方針
- ・中期的な（３年間）の運営方針

２　各事業の進め方
- ①　総合相談・支援業務
- ②　権利擁護業務
- ③　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④　介護予防関連業務
- ⑤　地域・関係機関との連携・ネットワークづくり
- ⑥　認知症関連業務

2　平成24年度における事業の実施計画について

各センターから提出された実施計画は、これまでの事業実績から浮かび上がってきた課題を踏まえたものとなっている。計画の中でセンターが特に重視していることや、独自性のあるものとして、おおむね下記の点が挙げられている。（各センターが掲げる、平成24年度のセンター運営にあたっての基本方針の概要については、資料3-2「平成24年度地域包括支援センター運営にあたっての基本方針」を参照）

(1)　総合相談・支援業務

- ・相談内容に応じて必要な情報提供を行い、区や関係機関と連携しながらワンストップサービスとして、迅速な対応を行っていく。
- ・戸別訪問の際に防災の意識づけを行うために、パンフレットを配布する等啓発を行っていく。

(2) 権利擁護業務

・地域関係機関の会合、高齢者虐待防止ネットワーク構築事業等を通して、見守りネットワークの充実と消費者被害の未然防止を図っていく。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・圏域内の介護支援専門員が相談しやすい環境づくりのため、情報交換会を随時開催することで、顔の見える関係を構築しながら状況を把握し、必要に応じた支援を実施する。

(4) 介護予防関連業務

・二次予防事業対象者となった方に対して介護予防の必要性を周知するとともに、元気応援教室をはじめ地域の運動教室や介護予防自主グループ等の情報提供を行い、高齢者が自分に合った取組ができるよう支援を行っていく。

(5) 地域・関係機関との連携・ネットワークづくり

・地区ごとに、支援困難事例等を通して明らかとなった課題を担当圏域包括ケア会議で関係機関と共有し、地域の課題として捉えそれぞれの関係機関で担える役割を明確にする。

(6) 認知症関連業務

・仙台市版認知症アセスメントシートを活用し、具体的にどのような障害があるのか情報を整理するとともに、医療機関や事業所など関係機関との情報共有に役立てる。
・認知症介護家族交流会事業に取り組み、専門医による地域での認知症に関する講座の開催や、個別相談会、家族交流会を開催する。

３　事業実施状況の確認について

これらの事業計画は、各地域包括支援センターから提出された原案をもとに、地域包括支援センター、区役所保健福祉センター及び介護予防推進室の職員が意見交換を行ったうえで作成されている。本市としては、今年度後半に予定している事業評価及び年度末の実施結果報告などを通し、計画が適正に実施されているかについての確認及び評価を行っていく。